「森林・林業再生プラン」と森林組合系統の役割

専任研究員　秋山孝臣

1　はじめに

2009年12月、農林水産省は、わが国の森林・林業を再生していく指針となる「森林・林業再生プラン」を策定した。

本プランは、07年６月発表の民主党の森林・林業政策の事実上のマニフェストであった「森と里の再生プラン」をもとに、政府の政策として具体化したものである。

10年１月には、林野庁長官を事務局長とする、「森林・林業再生プラン推進本部」が設置され、その下に５委員会が設置された(注)。以降それぞれ数回の委員会を実施後、６月「森林・林業の再生に向けた改革の姿(中間とりまとめ)」が発表された。なお再生プランは10年11月ごろを目途に「最終とりまとめ案」を策定する予定である。

本稿では「中間とりまとめ」を踏まえて、「森林・林業再生プラン」と森林組合系統の役割について考えてみたい。

2　森林・林業再生プランの目指すもの

まず、「森林・林業再生プラン」の概要について述べる。

本プランは、「森林の有する多面的機能の持続的発揮」「林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生」「木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献」の３つの基本理念の下、木材などの森林資源を最大限に活用し、雇用・環境にも貢献するよう、わが国の社会構造を「コンクリート社会から木の社会へ転換する」こととしている。

また、今後、10年間を目途に、路網の整備、森林施業の集約化、必要な人材の育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築することにより、「木材自給率50％以上」を目指すとしている。

3　「森林・林業の再生に向けた改革の姿(中間とりまとめ)」の概要

これまでの森林・林業施策が森林の造成に主眼が置かれ、持続的な森林経営を構築するためのビジョン、そのために必要な施策、体制を作らないまま間伐等の森林整備に対し支援してきたとする。そして改革の方向としては、森林・林業に対する施策、制度、体制について、抜本的見直しを行い、新たな森林・林業施策を構築していくとしている。

このため、以下の４つの見直しを段階的、有機的に推進することとしている。

①適切な森林施業が確実に行われる仕組みを整える。

②広範に低コスト作業システムを確立する条件を整える。

③担い手となる林業事業体や人材を育成する。

④国産材の効率的な加工・流通体制づくりと木材利用の拡大をする。

4　再生プランと森林組合系統の役割

以下、上記③「担い手となる林業事業体や人材を育成する。」における森林組合系統の役

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

割について述べる。

(1)　森林所有者の責務の明確化や代行制度

わが国の森林や森林所有者の現状については、ようやく森林資源が充実してきているにもかかわらず、これを生かす体制や経営が育っていないとしている。また基盤整備も立ち遅れ、適正な森林施業が行われない森林が増加しており、このままでは林業再生のチャンスを無にするばかりか、施業放棄による森林の機能の低下や持続的な森林経営の理念なく無秩序な伐採が進み、戦後築いた森林の荒廃を招く恐れがあるとの認識を示している。そのため、森林所有者の責務の明確化や代行制度を措置することを提案している。

(2)　森林経営の主体は誰か

再生プランでは、森林所有者に代わって持続的な森林経営を実現するためには、段階的に「施業の委託から森林経営の委託」へ誘導していくことが必要としている。このため、森林組合、林業事業体(素材生産業者等)、大規模森林所有者など「意欲と実行力のあるもの」が誰でも森林経営の主体となれるよう、施業集約化に向けた合意形成・計画作りの段階でのイコールフッティング(条件の同一化)を図るために必要な林業情報を、公平に提供できる方策を導入することとしている。

さらに、組合の収益の多くの部分が、行政の発注する森林整備事業等組合員以外の利用に依存していることを問題とし、員外利用にかかるルールを整理し、厳格に運用することを要請している。一定の能力を備えた森林組合、林業事業体によって、競争原理の下、効率的かつ質の確保された森林施業が推進されるよう、登録・評価制度等、森林組合、林業事業体の育成方策を導入することとしている。

このように再生プランでは、森林組合の森林経営の主体としての能力を評価しつつも、林業事業体とのイコールフッティングを前面に押し出し、森林組合が、森林所有者との結びつきを強め、森林所有者から「森林経営の委託」も受けられるような森林経営主体として成長することが期待されている。

また、森林組合の第一の業務としては、施業集約化、合意形成、森林経営計画(仮称)作成・管理機能であるとして役割を明確化している。

5　今後の課題

以上のように再生プランは、森林所有者と森林組合による森林経営に、他の林業事業体、大規模所有者との競争を要請している。

所有者と森林組合の両者が施業委託から経営委託へと進むことの必要性も念頭に置きながら、その上で、森林組合系統が、わが国の森林・林業システムのなかで有効かつ効率的な存在であることを、さらに強く示していく必要があろう。

<参考文献>

・農林水産省(2009)「森林・林業再生プラン」
・農林水産省(2010)「森林・林業再生にむけた改革の姿」(「森林・林業再生プラン」中間とりまとめ)
・農林水産省(2010)「森林・林業白書　平成22年版」

(あきやま　たかおみ)

(注)農林水産省以外の32名の外部委員のうち、森林組合系統から4名の委員が参加。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。